

緑誠蘭高等学校 いじめ防止対策推進規定  
(いじめ防止基本方針)

1. いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

緑誠蘭高等学校では生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という)第13条の規定に基づき、「長野県いじめ防止対策推進条例(平成28年)」に則り、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、緑誠蘭高校いじめ防止推進方針を策定する。

(2) いじめの定義(法第二条)

「いじめ」は、児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

(3) いじめ対策委員会の設置

法第二十二条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を行う。

I. 役割

- ① 基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ② 生徒・保護者からのいじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。また、高等学校入学以前の人間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないよう関係中学校、高等学校と必要な連携を行う。

- ④ いじめの疑いに係る情報があった際に，関係性とへの事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応を行うための中核となる。
- ⑤ 重大事態が疑われる事案が発生した時に，その原因がいじめにあるかを判定する。
- ⑥ 基本方針の策定及び見直し，いじめ防止等の取り組みについて P D C A サイクルで検証を行う。

## II . 構成

責任者を校長，統括管理者を知立校教頭とし、各校管理者を副校長，教頭，主幹教諭，各校代表教諭，担当者を生徒指導部，養護教諭，スクールカウンセラー，その他校長が必要と求める者

		各校管理者		担当者	その他
責任者	統括管理者	副校長	主幹教諭	生徒指導部	校長が必要と求めた者等
校長	知立校教頭				
		校代表教諭			

## 2 . いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) いじめの未然防止

#### I . 基本的な考え

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるものであり，どの子どもも被害者，加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ，すべての生徒の尊厳が守られ，「いじめは決して許さない人権侵害である。」との認識のもと，いじめの未然防止に取り組む。特に本校では，不登校経験者が多く在籍する通信制となるので，特に慎重に扱う。
- ② 生徒が，個々の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 集団の一員としての自覚や地震をはぐくむことにより，いたずらにストレスととられることなく，お互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。

- ④教職員の言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。

## Ⅱ．主な方策

### ①学校の教育活動全体を通じた生徒への指導

教科・科目，総合的な探求の時間及び特別活動における人権情報モラル，ネットいじめに係る学習における人権尊重の意識を高める取り組み

### ②教職員の資質能力向上

いじめの防止に係る口内研修の実施

### ③教職員による発見

面談等，積極的に声をかけて人間関係を作って様子を見る

### ④保護者との連携

保護者連絡や三者懇談等で蜜に連絡を取り，様子の変化や状況を共有して協力を得る

## (2) いじめの早期発見

### I．基本的な考え方

- ①いじめは，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ，日頃から生徒と信頼関係の構築等に努め，生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように見守るとともに得られた情報については共有する。
- ②定期的なアンケート調査や聴き取り調査，教育相談の実施等により，生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組む。
- ③いじめの相談に対しては，教職員の共通理解の下での対応を図るなど生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

## Ⅱ．主な方策

### ①年間2回以上の受講申請を兼ねた三者懇談での聴き取り調査

前期：7月～9月 後期：1月～3月の少なくとも2回は実施  
心配な場合は，期毎に年間で5回実施する

前期 I期：5月，II期：7月～9月

後期 III期：11月，IV・V期：1月～3月

## ② 校内相談窓口の設置

- ・ いじめ対策委員会による生徒・保護者の相談窓口の設置  
蘭本校・塩尻校・中津川校

蘭本校教頭 連絡先 0264-24-0477

知立校

知立校教頭 連絡先 0566-84-2150

## ③ いじめの防止等のための専門知識を有する者との連携

- ・ 教職員が生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラー、警察官経験者等いじめ防止等のための専門知識を有する者との連携を強化する。

## ④ 相談機関等の情報提供

- ・ 長野県教育委員会

LINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」

URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/sodan/line.html>

- ・ 長野県警察本部

あなたの少年相談窓口「ヤングテレホンコーナー」

URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/soudan/shonen/telephone.html>

- ・ 長野県警察本部生活安全部人身安全・少年課

電話 026-233-0110(代表)

## ⑤ 学校をまたがるいじめ等についての情報共有

- ・ 他校の管理職，生徒指導部長等との連携及び協力

## ⑥ 業者委託によるネット監視

- ・ ネット上での中傷表現や個人情報の書き込みへの対応

## (3) いじめに対する措置

### I. 基本的な考え方

- ① いじめは遊びやふざけ合いを装って行われたり，教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり，気づきにくく判断しにくい形で行われることがあることを十分踏まえ，何気ない冷やかしや悪ふざけ等いじめとたがわれる行為を発見して後季はその場でその行為をやめさせる。

- ② いじめを発見又はいじめの通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに共感的態度で内容を聴く。
- ③ いじめの事実を確認した場合は、被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考え、被害しえいとを徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導、処分する。
- ④ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係学校・関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## II. 主な方策

- ① いじめを発見又はいじめの通報を受けたときの対応
  - ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに共感的態度で内容を聴く。
  - ・ いじめを発見又は、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちにいじめ対策委員会に報告し、情報の共有を図る。
  - ・ いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係性とから事情を聴き取るなどして、いじめの事実の郵務の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡するとともに、長野県教育委員会に報告する。
  - ・ 生徒の生命、死体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報、適切に援助を求める。
- ② いじめられた生徒又は保護者への支援
  - ・ いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
  - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要なケアなどの支援を行う。
- ③ いじめた生徒への処分
  - ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為になる恐れがあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・ 状況により訓告・停学・退学の処分を行う。

#### ④ いじめの解消

- ・ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事例も勘案して判断するものとする。

##### i) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。その相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### ii) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### ⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて所管警察署や地方法務局に相談する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切な援助を求める。

### 3. 重大事態への対処

#### (1) 調査主体

法第8条第1項及び第2項に定める重大事態が発生した場合は直ちに長野県教育委員会、発生したサテライトのある（愛知・岐阜）県教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は「いじめ対策委員会」を母体として速やかに組織を設ける。被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

(2) 情報の提供

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及び保護者に対して適切にじょうほうを提供する。

(3) 調査結果

調査結果を長野県教育委員会、発生したサテライトのある(愛知・岐阜)県教育委員会に報告する。

(4) 再発防止

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取り組みを進める。

4. この規定は2020年4月1日より施行される。